

資料

試訳 西サモア独立国憲法 (二・完)

田邊 誠

第六編 司 法

(最高裁判所の構成)

第六五条

(1) 西サモア最高裁判所を置く。これを、上級記録裁判所として、最高裁判所長官、及び、制定法によって定める員数のその他の裁判官を置く。

(2) 最高裁判所長官は、総理大臣の助言に基づいて、国家元首が任命する。

(3) 次の条件を充たさない者は、最高裁判所の裁判官に任命される資格を有しない。

(a) 司法委員会 (Judicial Service Commission) の助言に基づいて、国家元首が定める資格を有すること。

(b) 西サモアもしくは公認された国のいずれか一方又は双方において、合計八年以上の間、バリスターとして実務に就いたこと。

(4) 第三項(b)号のバリスターとしての実務の経験の期間を算定するにあたっては、西サモアもしくは公認された国の上級審又は下級審の裁判所において司法官吏の職にあった期間を算入する。

(5) 本条、第七五条第三項又はこれら双方の規定に関して、国家元首は、司法委員会の助言に基づいて、西サモアの現行の法制度に類似する法制度を有すると当該委員会が認める国を、公認された国として指定することができる。

(最高裁判所の裁判官の権限)

第六六条

最高裁判所の各裁判官、又は、その複数の裁判官は、西サモアの国内においては、その時と場所とを問わず、最高裁判所の一切の権限を行使することができる。

(職務上の宣誓)

第六七条

最高裁判所の裁判官はすべて、その職務に就くに先立ち、国家元首の面前において、付則第三に示された形式で、宣誓を行い、かつ、宣誓書に署名しなければならない。

(在任期間)

第六八条

(1) 第二項の規定に基づく任命の場合を除いて、最高裁判所の裁判官は、年齢六二年に達した時に退官する。但し、国家元首は、(最高裁判所長官については) 総理大臣の助言に基づ

いて、又は、(最高裁判所のその他の裁判官については)司法委員会の助言に基づいて、年齢六二年に達した裁判官の任期を延長することができる。

(2) 西サモアの国民でない者で、第六五条第三項の規定の下で被任命資格を有する者は、何人も、その年齢を問わず、一定の期間、最高裁判所の裁判官に任命されることができる。

(3) その職務の遂行において最高裁判所の裁判官がなした行為は、その者が本条によって退官すべき年齢に達したこと、又は、その者の任期が満了したことを理由として、無効とされることはない。

(4) 最高裁判所の裁判官は、自署をした国家元首宛の書面によって、その職を辞任することができる。

(5) 最高裁判所の裁判官は、罷免されない。但し、国会議員の総数(欠員を含む)の三分の二以上の多数の賛成によって通過した罷免請求に基づいて、国家元首が、当該罷免請求に示された非行又は身体的もしくは精神的欠陥を理由に、その職からの罷免を求める場合は、この限りでない。

(6) 立法議会の閉会中、国家元首は、何時でも、(最高裁判所長官については)総理大臣の助言に基づいて、又は、(最高裁判所のその他の裁判官については)司法委員会の助言に基づいて、最高裁判所の裁判官の職務の執行を一時的に停止することができる。この職務執行の一時停止の効力は、それ以前に取り消されない限り、次の会期の終了時まで継続する。

(最高裁判所の裁判官の報酬)

第六九条

第六八条第一項の適用を受ける最高裁判所の裁判官の報酬は、制定法によって定められ、国庫から拠出される。この報酬は、裁判官の在職期間中減額されることはない。但し、制定法によって報酬が定められる者のすべてに等しく適用される一般的な報酬の減額の一部として、減額される場合はこの限りでない。

(最高裁判所長官の職務代行)

第七〇条

(1) 最高裁判所長官が欠ける場合、又は、最高裁判所長官が西サモア国外に出る場合には、最高裁判所の上席裁判官が最高裁判所長官としての権限を有し、最高裁判所長官の職務を遂行する。

(2) 疾病、又は、その他西サモア国外に出ること以外の理由により、最高裁判所長官がその職務を遂行できない場合には、国家元首は、総理大臣の助言に基づいて、最高裁判所の上席裁判官に、最高裁判所長官がその職務を再開できるまでの間、最高裁判所長官として、最高裁判所長官の職務を遂行する権限を与えることができる。

(3) 本条に従って、最高裁判所長官代行に付与される権限には、上訴裁判所に対する監督の権限を含まない。但し、第七五条第三項の規定の下で、当該裁判官がその先任権に基づい

て監督の権限を有する場合は、この限りでない。

(最高裁判所の裁判官の職務代行)

第七二条

(1) 最高裁判所の裁判官(最高裁判所長官を除く)の職に欠員が生じた場合、又は、最高裁判所の裁判官(最高裁判所長官を除く)のいずれかがその職務を遂行できない場合には、国家元首は、司法委員会の助言に基づいて、第六五条第三項の規定の下で資格を有する者を、臨時に最高裁判所の裁判官に任命することができる。この場合には、年齢六二年に達した者を、最高裁判所の裁判官に任命することができる。

(2) 第一項の規定の下で、臨時に最高裁判所の裁判官に任命された者は、その任命を受けた期間について、又は、その期間の定めがない場合には、国家元首が司法委員会の助言に従い、その任命を取り消すまでの期間について、在任する。但し、当該裁判官は、自署をした国家元首宛の書面によって、何時でも、辞任することができる。

(司法委員会)

第七二条

(1) 次の者で構成された司法委員会を置く。

(a) 最高裁判所長官(委員長)

(b) 司法長官、又は、何らかの理由により司法長官が活動できない場合には、人事委員会(Public Service Commission)の

議長

(c) 国家元首によって臨時に指名される者

(2) 司法委員会は三人の委員が出席しなければ活動できない。委員会の議決を求めて提出されたすべての案件は、委員の多数決によって決せられる。

(3) 最高裁判所長官を除くすべての司法官吏の任命、昇進又は転任、並びに、最高裁判所の裁判官を除くすべての司法官吏の罷免の権限は、国家元首に帰属する。国家元首は司法委員会の助言に基づいてこの権限を行使する。

(最高裁判所の裁判権)

第七三条

(1) 最高裁判所は、制定法によって定められる、第一審、控訴審及び上告審としての裁判権を有する。

(2) 他の裁判所(控訴裁判所を除く)の手続においてこの憲法の規定の解釈又は効力に関する問題が生じた場合には、控訴審又は上告審としての最高裁判所の裁判権にかかわらず、最高裁判所は、当該手続の当事者の申立てにより、当該問題に関する判断を下し、事件を処理し、又は、最高裁判所の判断に沿った処理を行うために事件をもとの裁判所に差し戻す。

(3) 国家元首は、総理大臣の助言に基づいて、すでに発生した又は発生が予想される、この憲法の規定の解釈又は効力に関する問題に関する意見を求めて、最高裁判所に照会することができる。最高裁判所は、照会を受けた問題に関する意見を

述べなければならない。

(下級裁判所)

第七四條

制定法によって定められる裁判権及び権限を有する、下級裁判所を置く。

(控訴裁判所の構成)

第七五條

(1) 西サモア控訴裁判所を置き、これを上級記録裁判所とする。

(2) 本編の諸規定の下において、次の者を控訴裁判所の裁判官とする。

(a) 最高裁判所の長官及びその他の裁判官

(b) 第六五條第三項の規定に定められた資格を有する者の中から、司法委員会の助言に基づいて国家元首がその時々において任命する者

(3) 最高裁判所長官は控訴裁判所の裁判長となる。但し、最高裁判所長官が不在の場合には、控訴の時点で存在する控訴裁判所の上席裁判官、又は、複数の裁判官が同一の先任権を有するときには、最高裁判所長官によって指名された裁判官が裁判長となる。

(4) 控訴裁判所の裁判官は、各々が西サモア又は公認された国の上級裁判所の裁判官に初めて任命された日の先後に従って、先任権を取得する。

(5) 第二項(b)号の規定に基づく任命は、任命の証書において指定される一定の期間について、又は、特定の事件もしくは問題の、審理もしくは審問について行われる。

(裁判官の員数)

第七六條

(1) 控訴裁判所の裁判官は、いずれも三人で、控訴裁判所の一切の権限を行使することができる。但し、判決の言渡しについては、控訴裁判所は、最高裁判所の裁判官を兼任する裁判官の一人によって、これに該当する裁判官がいないときには、控訴裁判所の事務局長によって、これを行うことができる。

(2) 控訴裁判所の判決は、出席する裁判官の過半数の意見によらなければならない。

(自身の関与した裁判に対する控訴に関する審理からの裁判官の排除)

第七七條

控訴裁判所の裁判官は、自身が行った、又は、自身が加わった裁判所が行った裁判に対する控訴に関する審理に関与してはならない。

(職務上の宣誓)

第七八條

第七五條第二項(b)号の規定の下で控訴裁判所の裁判官に任命された者はすべて、その最初の任命に際して、国家元首の面前において、付則第三に示された形式で宣誓を行い、か

つ、宣誓書に署名しなければならない。

(控訴裁判所の一般的裁判権)

第七九条

この憲法の諸規定の下で、控訴裁判所は、制定法によって定められる控訴（最高裁判所の命令によって控訴裁判所に移送された手続を含む）について審理及び裁判をする権限を有する。

(憲法問題に関する裁判権)

第八〇条

(1) 当該事件がこの憲法の規定の解釈又は効力に関する実質的な法的問題を含むことを、最高裁判所が文書によって認める場合には、最高裁判所の裁判に対する上訴は、手続のいかんを問わず、控訴裁判所に対して行う。

(2) 最高裁判所が前項の証明書の交付を拒絶する場合において、控訴裁判所が、当該事件がこの憲法の規定の解釈又は効力に関する実質的な法的問題を含むと考えるときには、当該裁判に対する控訴について特別の許可を与えることができる。

(3) 証明書が交付され、又は、特別の許可が与えられた場合には、当該事件の当事者はいずれも、前二項の法的問題に関する裁判の誤りを理由にして、及び、裁判所の許可があるときには、その他の理由に基づいて、控訴裁判所に上訴することができる。

(基本的人権に関する裁判権)

第八一条

第四条の規定による手続において最高裁判所がした裁判に対する上訴は、控訴裁判所に対して行う。

(「裁判 (decision)」の定義)

第八二条

第七七条、第八〇条、第八一条及び第一一九条において、

「裁判」には、判決 (Judgment, decree)、命令、令状、宣言、有罪の言渡し、刑の宣告、意見の表明又はその他裁定を含む。

第七編 公務

(解釈規定)

第八三条

「公務」とは西サモアの役務を意味する。但し、料金又は手数料のみによって賄われる役務、名譽職、及び、次に挙げる地位における役務を含まない。

- (a) 国家元首
- (b) 執行評議会の構成員

(c) 総理大臣又は大臣

(d) 議長又は副議長

(e) 国会議員

(f) 最高裁判所の裁判官又はその他の司法官吏

(g) 司法長官

- (h) 会計検査院長 (Controller) 及び監査院長 (Chief Auditor)
- (i) 人事委員会の委員のうち、任命の時点で公務の被用者でなかつた者

- (j) 警察官又は刑務所の官吏
- (k) 防衛軍の制服組の構成員

- (1) 村長 (Plum.)

- (m) 立法議会の事務総長、並びに、立法議会のその他の官吏及び被用者

(人事委員会)

第八四条

- (1) 西サモア人事委員会を置く。委員会は、総理大臣の助言に基づいて国家元首によって任命された三人以下の委員によって構成される。

- (2) 国家元首は、総理大臣の助言に基づいて、人事委員会の委員の一人を委員長に任命する。

- (3) 次の者は、人事委員会の委員に新たに任命され、又は、委員を統けることはできない。

- (a) 西サモアの国民ではない者又は国民でなくなった者

- (b) 国会議員である者又は国会議員になつた者

- (4) 人事委員会の委員はすべて、他の公務に在職してはならない。

- (5) 人事委員会の権限は、委員に欠員があることによつて影響を受けない。委員会の手統は、参加資格のない者が参加する

ことによつてその効力を妨げられない。

(在任期間)

第八五条

- (1) 人事委員会の委員は、三年を越えない期間について、その職に任命される。但し、再任を妨げない。

- (2) 人事委員会の委員は、自署をした総理大臣宛の書面によつて、何時でも、辞任することができる。但し、最高裁判所の裁判官の場合におけると同様の理由及び方法によらなければ、罷免されない。

- (3) 立法議会の閉会中、国家元首は、何時でも、総理大臣の助言に基づいて、人事委員会の委員の職務の執行を一時的に停止することができる。この職務執行の一時停止の効力は、それ以前に取り消されない限り、次の会期の終了時まで継続する。

(報酬)

第八六条

人事委員会の委員の報酬は、総理大臣の助言に基づいて、国家元首が定める。

(委員会の職務)

第八七条

- (1) 第三項の規定の下で、人事委員会は、公務における任用、昇進、任期、転任、免職及び懲戒について責任を負い、制定法で定めるその他の職務を行う。

(2) 人事委員会は、その職務の遂行に際し、公務に関する内閣の一般的な政策を尊重し、総理大臣が委員会に書面で伝達した、当該政策を明確化する内閣の決定を実施しなければならない。

(3) 国会の制定法は、省局長又はこれに対応する地位を、特別職と定めることができる。人事委員会に内閣が意見を照会した後、国家元首は、内閣の助言に基づき、特別職に関し、その任用、格付け、報酬、昇進、転任、退職、任期、免職及び懲戒について責任を負う。

(手続及び年次報告)

第八八条

(1) この憲法及び法の諸規定の下で、人事委員会は次の事項を行う。

(a) その手続（定足数の定めを含む）を適當と考える様式にすること

(b) その職務のいずれかを委員の一部又はその他の者に委任すること

(2) 委員会は、その活動に関する年次報告書を国家元首に提出する。その提出を受けた国家元首は、報告書の写しを立法議会に提出させる。

(人事不服審査委員会 (Public Service Board of Appeal))

第八九条

(1) 人事不服審査委員会を置く。人事不服審査委員会は、次の

者によって構成される。

(a) 最高裁判所長官、又は、最高裁判所長官が指名した司法官吏

(b) 総理大臣の助言に基づき国家元首が任命した者で、国家元首が定める期間在任する者

(c) 公務に従事する職員によって、その職員の中から選ばれた者で、三年を越えない期間在任する者

(2) 最高裁判所長官又は最高裁判所長官から指名された者は、人事不服審査委員会の委員長となる。

(3) 国会の制定法は、次の事項を定めることができる。

(a) 第一項(c)号の規定の下で選ばれるべき者の選挙の方法

(b) 第一項(b)号及び(c)号の規定の下で任命される人事不服審査委員会の委員についての後任者の任命

(c) 人事委員会の決定に対する不服申立てに関する審理及び裁判についての人事不服審査委員会の権限

第八編 財 政

(公的基金)

第九〇条

国庫、及び、法令の定める公的基金又は勸定を置く。

(課税の制限)

第九一条

国会による場合を除いて、租税を課されることはない。

(歳入)
第九二条

西サモアが徴収又は領収した、租税、その他の歳入及び金銭は、すべて国庫に収納する。但し、制定法が、その他の公的基金又は勘定への収納を命じ又は許す場合はこの限りでない。

(公的基金からの支払)

第九三条

国家元首が署名した支払命令書による場合を除いて、国庫、又は、その他の公的基金もしくは勘定からの金銭の支出は行われない。

(歳出予算)

第九四条

(1) 大蔵大臣は、各会計年度について、当該年度の歳入及び歳出の見積書を立法議会に提出させなければならない。国会が当該年度について別段の定めをした場合を除いて、見積書は当該年度の開始前までに提出しなければならない。

(2) 見積書に含まれる(制定法に基づく歳出以外の)すべての歳出に関する提案は、歳出予算案によって、立法議会の議決に付されなければならない。

(3) 当該会計年度について次のことが認められる場合には、大蔵大臣は当該歳出に関して補正の見積書を提出させなければならない。補正の見積書に含まれる歳出の提案は、補正歳出

予算案によって、立法議会の議決に付されなければならない。

(a) 一定の役務に関して、当該年度に関する歳出予算によって定められた予算額を越える歳出が生じ、又は、生じることが予想されること。

(b) 当該年度に関する歳出予算によって定められていない役務に関して、歳出(制定法に基づく歳出を除く)が生じ、又は、生じることが予想されること。

(4) 本条の規定の下で立法議会の議決に付されない、制定法に基づく歳出とは、次のものをいう。

(a) 第二二条、第二五条、第六九条及び第九八条の諸規定の下で、国庫が負担する歳出

(b) 制定法に基づいて、国庫、又は、その他の公的基金もしくは勘定が負担する、その他の歳出

(5) 立法議会は、歳出予算案又は補正歳出予算案に含まれる歳出の提案について、これを承認し、又は、承認を拒絶することができ。但し、提案された歳出の金額を増額し、又は、その用途を変更することはできない。

(暫定歳出予算)

第九五条

歳出予算案が、当該会計年度の最初の日までに成立しない場合には、大蔵大臣は、歳出予算案が成立するまでの間、予め内閣の承認を得て、役務の継続のために不可欠と考える歳

出について（制定法に特段の定めがある場合を除いて）許可を与えることができる。但し、この許可を与えられる歳出は、前年度の予算からの繰越金の額と前年度の予算の四分の一に相当する金額との合計額を越えてはならない。

（無許可の歳出）

第九六条

当該年度の予算の成立とその年度の終了との間に、立法議会の予算額を越えて、又は、予算なしに、金銭を支出することが妥当な場合には、内閣、又は、内閣が許可する限度において大蔵大臣は、必要な金額の歳出に許可を与えることができる。但し、本条に基づいて支出及び支払がなされる金額は、当該年度の予算による歳出金額の総額の一パーセントを越えてはならない。

（会計検査院長及び監査院長）

第九七条

(1) 会計検査院長及び監査院長を置く。国家元首は、総理大臣の助言に基づいて、これらの者を任命する。

(2) 会計検査院長及び監査院長の職にあった者は、退職後三年間は西サモアの他の公職に任命される資格を有しない。

(3) 会計検査院長及び監査院長は、年齢六〇年に達した時に退職する。但し、立法議会は、その議決によって、年齢六〇年に達した会計検査院長及び監査院長の在任期間を延長することができる。

(4) 会計検査院長及び監査院長は、何時でも、自署をした総理大臣宛の書面によって辞任することができる。但し、最高裁判所の裁判官の場合におけると同様の理由及び方法によらなければ、罷免されない。

(5) 立法議会の閉会中、国家元首は、何時でも、総理大臣の助言に基づいて、会計検査院長及び監査院長の職務の執行を一時に停止することができる。この職務執行の一時停止の効力は、それ以前に取り消されない限り、次の会期の終了時まで継続する。

（会計検査院長及び監査院長の報酬）

第九八条

会計検査院長及び監査院長の報酬は、制定法によって定められ、国庫から拠出される。この報酬は、会計検査院長及び監査院長の在職期間中減額されることはない。但し、制定法によって報酬が定められる者のすべてに等しく適用される一般的な報酬の減額の一部として、減額が行われる場合はこの限りでない。

（会計監査）

第九九条

(1) 会計検査院長及び監査院長は、国庫、特に設けられたその他の公的基金又は勘定、すべての省庁及び行政官庁の会計、並びに、制定法が定めるその他の公法上の機関又は地方の機関及び団体の会計について、会計監査を行う。

(2) 会計検査院長及び監査院長は、少なくとも年一回、本条に基づく業務の執行について報告を行い、監査の対象となった会計における不正について、報告書の中で注意を喚起しなければならぬ。

第九編 土地及びその権原

(酋長 (Matai) の権原)

第一〇〇条

酋長の権原は、サモアの慣習及び慣例、並びに、サモアの慣習及び慣例に関する法に従って保持される。

(西サモアの土地)

第一〇一条

(1) 西サモアの土地はすべて、慣習上の所有地、自由保有 (Free hold) の土地又は公有地である。

(2) 慣習上の所有地とは、サモアの慣習及び慣例、並びに、サモアの慣習及び慣例に関する法に従って、西サモアから権原を認められた土地である。

(3) 自由保有の土地とは、西サモアから單純封土権 (an estate in fee simple) を認められた土地である。

(4) 公有地とは、慣習上の権原及び單純封土権が及ばない土地として、西サモアに帰属する土地である。

(慣習上の所有地についての移転の禁止)

第一〇二条

売買、譲渡抵当又はその他いかなる方法であれ、慣習上の所有地又は慣習上の土地についての利益を、移転又は譲渡することは違法であり、何人もその権限を有しない。何人も、慣習上の所有地又は慣習上の土地に関する利益に対して強制執行を行い、又は、債務者の死亡もしくは倒産に際して、これらを債務支払のための責任財産とすることはできない。但し、国会の制定法は次の事項について許可を与えることができる。

(a) 慣習上の所有地又は慣習上の土地に関する利益について、賃貸借を設定し、又は、利用権を認めること。

(b) 慣習上の所有地又は慣習上の土地に関する利益を、公のために収用すること。

(土地及びその権原に関する裁判所 (Land and Titles Court))

第一〇三条

土地及びその権原に関する裁判所を置く。この裁判所の構成、並びに、酋長の権原及び慣習上の土地に関する裁判権は、制定法によって定められる。

(最高水位線以下の土地)

第一〇四条

(1) 制定法の諸規定の下において、最高水位線以下の土地は、すべて公有地とする。

(2) 本条において、「水位線」とは、大潮と小潮の間の中間の満潮時の水位線を指す。

第一〇編 非常統治権

(非常事態の布告)

第一〇五条

(1) 内閣に意見を照会した後、国家元首が自己の裁量に基づいて、戦争、国外からの侵略、内乱又は自然的大災害により、重大な非常事態が発生し、そのため西サモアの安全もしくは経済生活、又は、それらの一部が脅かされていると認める場合には、国家元首は、布告(以下、非常事態の布告と呼ぶ)によって、非常事態の発生を宣言することができる。

(2) 非常事態の布告は、撤回されない限り、三〇日間の効力を有する。但し、本項の規定は、先の布告の失効前に、さらに布告を発することを妨げない。

(3) 非常事態の布告が発せられた時点において、立法議会が開かれている場合には、その布告は直ちに議会に提出されなければならない。

(3) 非常事態の布告が発せられた時点において、立法議会が開かれていない場合には、国家元首は、自己の裁量に基づき、当該状況の下で議会を開会できると考える最も早い時点を議会の開会日と定め、かつ、布告は直ちに議会に提出されなければならない。但し、国会議員の総数(欠員を含む)の半数以上の議員が、国家元首に対して、本項の目的のために議会

の開会日を決めることを予め書面で求めている場合には、国家元首は、当該予告の書面を受け取った日から七日以内の時点を決めなければならない。

(緊急命令)

第一〇六条

(1) 非常事態の布告の発布後、それが効力を有する間、国家元首は、西サモアの公共の安全、防衛、及び、西サモアが関与する事業の効率的な遂行のため、公の秩序、社会生活に必要な不可欠な物資及び業務の維持のため、並びに、共同体の利益及び福祉の保護のために、必要又は適当と考える命令(以下、緊急命令と呼ぶ)を事情に応じて発することができる。

(2) 緊急命令では、本条の諸規定が認める緊急命令の目的の中のいずれかのために、当該命令に定める機関、人々、もしくは、人々の階級に、規制、規則もしくは細則を制定する権限を与え、又は、かかる権限の付与について定めることができる。緊急命令には、第一項の規定の下に付与された権限の効果的な行使のため、国家元首が必要又は適当と考える、付随的かつ補足的な条項を含めることができる。

(3) すべて緊急命令は、第二編の諸規定にかかわらず、その効力を有する。但し、その他の理由から無効となる場合は、この限りでない。

(4) 緊急命令の条項、及び、緊急命令の条項に基づいて制定された規制、規則もしくは細則は、すでに他の法が規定する事

項に関するものであること、又は、かかる法と矛盾することを理由に、無効とはならない。

(緊急命令の立法議会への提出)

第一〇七条

(1) 第一〇六条の規定により、緊急命令が発せられた時点において立法議会が開かれている場合には、当該命令は直ちに議会に提出されなければならない。当該時点において立法議会が開かれていない場合には、当該命令は次回の会期の開始後直ちに議会に提出されなければならない。

(2) 第一項の規定の下で、緊急命令が立法議会に提出された場合において、当該命令が議会に提出された日から一〇日以内に、当該命令の撤回を求める動議が、六人の国会議員の署名を得て議会に提出されたときには、議会は、提出のあった日から四開会日以内の最も早い適当な機会に、当該動議について審議しなければならない。緊急命令が撤回されるべき旨を議会が決議する場合には、当該命令は失効する。

(3) 第一〇六条の規定の下で発せられたすべての緊急命令は、非常事態の布告が失効する日に、又は、当該非常事態に関して複数の布告が発せられた場合には、その中の最後の布告が失効する日に、失効する。但し、それ以前に緊急命令が撤回される場合はこの限りでない。

(4) 緊急命令の撤回又は失効は、当該命令の従前の実施、当該命令の下で行われ、もしくは、行われなかった措置の効力、

犯された犯罪、又は、受けた刑罰もしくは処罰には、影響を与えない。

(拘禁に関する制限)

第一〇八条

(1) 本条の目的のために、次の者によって構成される諮問委員会を置く。

(a) 議長。最高裁判所の裁判官、もしくは、かつて最高裁判所の裁判官であった者、又は、最高裁判所の裁判官に任命される資格を有する者の中から、国家元首が任命する。

(b) その他二人の委員。最高裁判所長官に意見を照会した後、国家元首が自己の裁量に基づいて任命する。

(2) 第一〇六条の規定の下で発せられた緊急命令が拘禁を定める場合には、次の規定を適用する。

(a) 緊急命令の条項の下で拘禁された者には、拘禁の理由、及び、第三項の規定に従って、根拠となる事実を可能な限り速やかに告知し、かつ、拘禁に対して諮問委員会に異議を申し立てる機会を与えなければならない。

(b) 緊急命令の条項の下で拘禁された者は、何人も、三月を越えて拘禁されることはない。但し、諮問委員会が(a)号の規定に基づく異議を検討し、諮問委員会の意見によれば拘禁に十分な理由がある旨を、当該期間の満了前に報告する場合は、この限りでない。

(3) 第一〇六条の規定の下で発せられた緊急命令によって、拘

禁を行つた権限を与えられた機関又は人が、事実を開示することによつて国家の利益が害されると考へる場合には、本条は当該事実の開示を要求しない。

第二一編 通則及び雑則

(憲法改正)

第一〇九条

(1) この憲法の諸規定はすべて、制定法によつて改正又は廃止することができる。新規定は、制定法によつてこの憲法に挿入される。但し、憲法改正を求めらるる法案が、第三読会において国会議員の総数(欠員を含む)の三分の二以上の多数で議決され、かつ、当該法案の第二読会と第三読会との間に九〇日以上の期間がある場合に限る。

第一〇二条の規定、又は、本項前段但書の規定を改正、廃止し、もしくはこれに追加をする法案は、第四四条の規定の下で確定される各地域の選挙人名簿に基づく選挙人による投票に付され、かつ、有効投票数の三分の二の多数による支持を受けた後に、同意を求めて国家元首に提出される。

(2) 前項の規定の下で、法案が通過したことを証明する、議長が署名した証書は、これに対する反証を許さず、いずれの裁判所においても争ひの対象とはならない。

(恩赦の権限)

第一一〇条

(1) 国家元首は、恩赦、刑の執行の延期及び刑の執行停止を認める権限、並びに、裁判所、審判所、又は、法の下に設けられた機関がした有罪判決について、その免除、執行の一時停止又は軽減をする権限を有する。

(2) 前項の規定の下で与えられた権限については、国家元首は、総理大臣が状況に応じて指名する大臣に意見を照会した後、自己の裁量に基づいてこれを行使する。

(解釈規定)

第一一一条

(1) この憲法においては、特段の規定がある場合、又は、その規定の趣旨から特段の解釈をすべき場合を除いて、次のように解釈する。

「制定法」又は「国会の制定法」とは、西サモアの国会の制定法をいう。これは、一九五七年サモア改正法の諸規定の下に設けられた信託統治地域の立法議会のすべての法令を含む。

「内閣」とは、大臣の構成する内閣をいう。

「裁判長」とは、西サモアの最高裁判所の裁判長をいう。

「控訴裁判所」とは、西サモアの控訴裁判所をいう。

「公務の被用者」とは、公務に従事する者をいう。

「現行法」とは、西サモア信託統治地域、又は、独立記念日の直前までその一部を成していた地域において効力を有する法をいう。

「国家元首」とは、西サモアの国家元首をいう。

「高等法院」とは、一九二二年サモア制定法の諸規定の下に設けられた西サモアの高等法院をいう。

「独立記念日」とは、第一一三条の規定の下で、この憲法が施行された日をいう。

「司法官吏」とは、司法官の職を有する者をいう。但し、公務の被用者で司法官の職務の全部又は一部を果たすものを含まない。

「法」とは、現時点において西サモアで効力を有するすべての法をいう。この憲法、国会の制定法、及びそれらの下で設けられる機関の布告、規制、命令、細則、その他の法、西サモアの現行法によって排斥されない範囲での現時点における英国のコモンロー及びエクイティ、並びに、制定法の諸規定もしくは裁判権を有する裁判所の判決の下で西サモアにおける法的効力を獲得した慣習及び慣例、又は、それらの一部がこれに含まれる。

「立法議会」とは、第四四条の規定の下で設けられる立法議會をいう。

「信託統治地域の立法議会」とは、一九五七年サモア改正法の諸規定の下で設けられ、かつ、独立記念日の直前において現存する、立法議會をいう。

「大臣」には、総理大臣を含む。

「有給職」とは、西サモアの公務員で、報酬に関する権利を

有する職をいい、制定法によって有給職とされるものを含む。

「公務の職員」とは、公務の被用者で、臨時雇い、及び、試用期間中の者を除く者をいう。

「国会」とは、西サモアの国会をいう。

「告示」とは、国家元首によって、その署名及び西サモアの国璽の押印を経て作成され、西サモアの官報に公示された告示をいう。

「財産」には、不動産及び動産、不動産及び動産に関する権利又は利益、債務、係争物、並びに、その他の権利又は利益を含む。

「国璽」とは、西サモアの国璽をいう。

「人事委員会」とは、西サモアの人事委員会をいう。

「報酬」には、報酬もしくは賃金、手当、退職金、無償もしくは補助による住宅供給、無償もしくは補助による運輸、及び、その他住宅供給に関するもしくは金銭的価値を有する特典を含む。

「西サモアの役務」とは、西サモアのいずれかの資格における役務をいう。これには、第八三条の(a)号乃至(k)号に挙げる資格における役務を含むが、西サモア信託財産会社に関する役務を含まない。

「議長」とは、立法議会の議長をいう。

「最高裁判所」とは、西サモアの最高裁判所をいう。

「西サモア信託財産会社」とは、独立記念日にその名称の下に設立された法人をいう。

(2) この憲法において、一九二一年サモア法、又は、同法の改正法とは、「一九二二年サモア法」という略称を持つニュージールランド国会の制定法、又は、同法の改正法をいう。これには、ニュージールランド国会の当該制定法のすべての改正法、又は、同法の改正法を含むものとする。

(3) この憲法で特定の編、条文又は付則を挙げる場合には、その趣旨から特段の解釈をすべき場合を除いて、この憲法の当該編もしくは当該条文、又は、当該付則をいうものとする。特定の項、号、又は、段を挙げる場合には、当該条文の当該項、当該項の中の当該号、又は、当該号の中の当該段をいうものとする。

(4) この憲法の諸規定の下で、宣誓及び宣誓書への署名が要件とされる場合において、宣誓者が希望するときには、確約(affirmation)及び確約書への署名によって、その要件を充たすことを認めなければならない。

(5) この憲法において、何らかの職務が挙げられる場合には、その趣旨から特段の解釈をすべきときを除いて、当該職務、並びに、当該職務に就いている者が適法に行使する権限又は権能、その者が遂行すべき義務をいうものとする。

(6) この憲法において、職名を挙げることによってその職に在る者を指す場合には、その趣旨から特段の解釈をすべきとき

を除いて、その時点において当該職務を適法に遂行する者を指すものとする。

(7) この憲法がいずれかの職に関する任命権を与える場合には、当該任命権を有する者又は機関は、その趣旨から特段の解釈をすべきときを除いて、次のような権限を持つ。

(a) 被任命者が不在のため、又は、疾病その他の理由により活動できないため、当該職務を遂行できない間、被任命者以外の者にその職務の遂行を命じること。

(b) 当該職の正式の担当者が存在するにもかかわらず、その者が、その職から辞任するまでの間に休暇を取っている場合に、他の者を実質上その担当者に任命すること。

(c) 任命が行われていない場合に、任命権を有する者もしくは機関によって異なる指示がある時まで、又は、その職について正式の任命がある時まで、いずれか早い時点までについて、何人かにその職務の遂行を命じること。

(正文)

第二一二条

この憲法は、サモア語及び英語による本文をひとしく正文とし、それらに相違がある場合には、英語の本文による。

(施行)

第二一三条

この憲法は、一九四六年一月三日の国際連合総会において承認された西サモア地域についての信託統治規約に関し

て、その失効の日として国際連合総会が承認した日から、これを施行する。

第二二編 経過規定

(現行法の存続)

第一一四条

この憲法の諸規定の下で、

- (a) 現行法は、独立記念日以後も、制定法によって廃止されるまで、その効力を維持する。
- (b) 現行法に基づいて発生した権利、義務及び責任は、すべて独立記念日以後も存続し、各々その行使及び執行を認められる。

(c) 現行法の下で生じた犯罪に関する手続は、この憲法の諸規定の下に設けられる裁判権を有する裁判所で、独立記念日以後も開始することができ、犯罪者は現行法の定める刑罰を受ける。

(国務会議 (Council of State) の職務)

第一一五条

現行法が一九五九年サモア改正法の下で設けられた西サモア国務会議に権能を与えている場合には、当該権能は国家元首が遂行する。国務会議が執行評議会の助言を受け、これに基づいて当該権能を遂行するものとされている場合には、当該権能については、国家元首は、内閣の助言を受け、これに

基づいて遂行する。

(大臣の地位の存続)

第一一六条

独立記念日の直前まで総理大臣又は大臣の地位にある者は、第四編の諸規定の下で正当に任命されたと見做される。

(第一回立法議会)

第一一七条

(1) 信託統治地域の立法議会は、独立記念日以後も立法議会として存続する。信託統治地域の立法議会の議員は、この憲法の諸規定の下で正当に選挙された国会議員と見做される。

(2) 独立記念日の直前まで在職する、信託統治地域の立法議会の議長及び副議長は、各々、この憲法の諸規定の下で正当に選挙された議長及び副議長と見做される。

(3) 立法議会の第一会期は、独立記念日から三月以内に開会する。

(4) 第六三条第四項の規定に関しては、信託統治地域の立法議会の総選挙の日をもって、独立記念日以後の立法議会に関する、最後の選挙の日とする。

(5) この憲法の諸規定の下において、独立記念日の直前まで効力を有する、信託統治地域の立法議会の議事規則は、これを立法議会の議事規則とする。この議事規則は、第五三条の規定の下で、改正、廃止又は追加することができる。

(6) 独立記念日以後に行われる最初の総選挙の日以前に、国会

議員の議席に欠員が生じる場合には、当該欠員は、独立記念日の直前に効力を有する法の下において、信託統治地域の立法議会の議員についての欠員の補充として、補充される。

(在任中の裁判官)

第一一八条

この憲法の諸規定の下において、独立記念日の直前まで高等法院の裁判官の地位にある者は、独立記念日以後、独立記念日の直前における同一の任期及び条件で、最高裁判所の裁判官となる。

(係属中の訴訟手続)

第一一九条

(1) 独立記念日の直前に高等法院に係属中の訴訟手続は、独立記念日以後これをすべて移送し、この憲法の諸規定の下に設けられる裁判権を有する裁判所に係属すると見做す。

(2) 高等法院からの不服申立てで、独立記念日の直前に、当該不服申立てについて裁判権を有する裁判所に提起され、又は、同裁判所に既に係属中の不服申立ては、独立記念日以後すべて控訴裁判所に提起又は移送され、当該裁判所に係属するものと見做される。

(3) 高等法院の裁判又は、高等法院からの不服申立てについて裁判権を有する裁判所の裁判は、各々、最高裁判所又は控訴裁判所とした裁判と同一の効力及び効果を有する。

(在職中の官吏)

第二一〇条

この憲法の諸規定の下において、

(a) 独立記念日の直前まで司法長官又は人事委員会の委員の職にある者は、独立記念日以後、独立記念日の直前における同一の任期及び条件で、この憲法の諸規定の下で設けられた従前の職に対応する職に就く。

(b) 独立記念日の直前まで一九四九年サモア改正法において指示された西サモア公務の被用者である者は、独立記念日以後、公務において同様の被用者となる。

(独立記念日以前に施行に至っていない法)

第二一二条

信託統治地域の立法議会によって立法又は制定され、かつ、その施行が延期されている法については、独立記念日以後、当該法が定めた、又は、その施行を授權された機関が定めた日から施行される。この場合には、当該法は施行日以後、国会の制定法としての効力を有する。

(現行法の適用)

第二一二条

現行法で、西サモア信託統治地域の女王、西サモア信託統治地域の国王、西サモア信託統治地域、西サモア又はサモアという場合には、その趣旨から特段の解釈をすべきときを除いて、西サモアをいうものとする。

(財産の帰属)

第二三三條

(1) 独立記念日の直前において、西サモア信託統治地域の女王、又は、西サモア信託統治地域の国王に帰属する財産は、すべて独立記念日に西サモアに帰属する。

(2) 第三項の規定に定める場合を除いて、独立記念日の直前において、一九二二年サモア法の規定で、サモアの所有、ヨーロッパの所有又は国王の所有とされる土地は、独立記念日以後、この憲法の諸規定の下で、各々、慣習上の所有地、自由保有の土地又は公有地となる。

(3) 独立記念日の直前において、ニュージーランド政府を代表する国王に帰属する西サモアのすべての土地は、独立記念日以後、ニュージーランド政府を代表する女王が單純封土権に基づいて所有する自由保有の土地となる。

(憲法の移行期における改正)

第二三四條

第五編の諸規定の下で国会が設けられる以前においては、この憲法の諸規定を改正してはならない。但し、信託統治地域の立法議會は、独立記念日の直前まで有効に存在する憲法制度からこの憲法が定める憲法制度への移行に伴う困難を除くため、立法によって改正を加えることができる。本条の規定に基づくすべての立法は、立法議會の最初の開会日から九月の期間を経た時点で失効する。但し、それ以前に法が廃止される場合は、この限りでない。

付 則

付則第一 國家元首の選挙

第一条

(1) 國家元首の任期満了の日の前六〇日まで、議長は、國家元首に欠員が生じる日を各国会議員に書面で通知し、当該通知の中で、欠員が生じる日の前三〇日以上三五日以内（欠員が生じる日を除く）の日を、國家元首の選挙の候補者指名の日と定める。

(2) 國家元首の任期満了以外の事由によって國家元首に欠員が生じた場合には、議長は、可能な限り速やかに、その欠員の発生を各国会議員に書面で通知し、その通知の中で、欠員が生じた日の後三〇日以上三五日以内（欠員が生じた日を除く）の日を、國家元首の選挙の候補者指名の日と定める。

第二条

(1) 第一条の規定に従って議長が通知を發した後に、一〇人以上の国会議員が、候補者指名の日を議長が定めた日より後に定めることを希望する旨を、國家元首又は代表者會議に、助言を含めて書面で要請する場合には、要請を受けた國家元首又は代表者會議は、直ちに、可能な限り早い日を、立法議會の開会の日と定めなければならない。

(2) 第一項の規定の下で定められた議會において、立法議會は、議決によって、候補者指名の日を議長が定めた日よりも

後に定めることができる。

第三条

何人も、以下の規定に従って指名を受けなければ、国家元首の選挙の候補者となることができない。指名用紙には、少なくとも二人の国会議員が署名し、かつ、指名に同意した証拠として、当該候補者が署名し、第一条の規定に従った議長 の通知後、候補者指名の日の正午前までに、これを立法議会の事務総長に提出しなければならない。

第四条

(1) 候補者指名の日以後において、立法議会の事務総長は、可能な限り速やかに、受け付けた指名候補者の名を各国会議員に書面で通知しなければならない。

(2) 指名された候補者が一人だけの場合には、当該候補者が当選したものと見做し、立法議会の事務総長は、国会議員にその指名を通知する際に、署名を付して当該候補者が正当に当選したことを宣言する公告を発する。立法議会の事務総長は、この公告を西サモア官報に直ちに公示しなければならない。

第五条

(1) 複数の候補者が指名された場合には、国家元首又は代表者会議は、候補者指名の日の後三〇日以内（候補者指名の日を除く）の日を、指名を審議するための立法議会の開会日と定める。

(2) 立法議会の開会日に、議会は国家元首の選挙を行う。

第六条

(1) 国家元首の選挙において、議長は投票を行い、出席議員は選挙のために指名された候補者の中の一人に投票する。

(2) 何人も、出席し、かつ、投票をした議員の絶対多数の票を獲得しなければ、当選しない。

(3) 候補者の中に最初の投票において絶対多数の票を獲得した者が不在場合には、絶対多数を獲得する候補者を見出さず、さらに二回まで投票を行う。第三回の投票を行っても絶対多数を獲得する候補者が不在場合には、第三回の投票での得票数が最も少ない候補者を排除して、第四回の投票を行う。必要があれば、各投票に先だって前回の投票での得票数が最も少ない候補者を排除して、候補者の一人が絶対多数を獲得するまで、さらに投票を行う。

(4) 候補者の一人が必要な多数の票を得た場合には、議長はその者が正当に当選したことを宣言する。立法議会の事務総長は、直ちに、その署名を付してその旨の公告をなし、西サモア官報にその公告を公示する。

付則第二 個人選挙人名簿に記載された者による

国会議員の選挙

第一条

独立記念日の後三年以内に、かつ、その後は五年以上六年以下の間隔において、国家元首は、個人選挙人名簿に記載さ

れた者によって選挙される国会議員の数を確定するため、選挙人名簿事務局長(Registrar of Electors)を選挙委員長(Electoral Commissioner)に任命する。

第二条

個人選挙人名簿に記載された者によって選挙される国会議員の数と、当該国会議員によって代表されるべき者の数との関係は、地域の選挙民によって選挙される国会議員の数と、当該国会議員によって代表されるべき者の数との関係と、可能な限り等しくする。

第三条

第一条および第二条の規定の下での確定を行うに際し、選挙委員長は次の諸規定を適用する。

(a) 個人選挙人名簿に記載された者によって選挙される国会議員によって代表されるべき者の数は、選挙委員長が任命された年の前年の一月三十一日の時点において個人選挙人名簿に記載された者の数を三倍することによって算出する。

(b) 選挙委員長は、次の手続を行う。

- (i) 前号の一月三十一日の時点における西サモアの(内閣の権限の下に算出された)人口の公式の算定を確認すること。
- (ii) (i)の人口の算定に含まれる西サモアの国民以外の者の数を算出すること。

(c) 地域の選挙民によって選挙される国会議員によって代表されるべき選挙民の数は、前号の人口の算定から次の数を差し引くことによって算出する。

(i) 個人選挙人名簿に記載された者によって選挙される国会議員によって代表されるべき選挙人の数

第四条

(ii) 前号によって算出される西サモアの国民以外の者の数は、選挙委員長は、個人選挙人名簿に記載された者によって選挙される国会議員の数を確定するに際して、小数点以下の端数は一人と見做す。

第五条

(1) 選挙委員長は、この付則の諸規定に基づいて行った確定を国家元首に報告する。

(2) 選挙委員長の報告を受け取ったときには、国家元首は、これを直ちに西サモア官報に公示する。公示の日から一四日の期間内に、選挙委員長に異議を提出することができる。委員長はその異議を公開で審理し、一四日の期間満了の後、可能な限り速やかに、国家元首に先の確定結果を再確認するか、又は、修正された確定結果を提出する。

第六条

確認結果の再確認又は修正された確定結果を受け取ったときには、国家元首は、直ちに告示によって、個人選挙人名簿に記載された者によって選挙される国会議員の数を宣言す

る。

付則第三 宣誓の方式

第一条 国家元首の宣誓

私………は、国家元首の地位の威厳を保ち、憲法及び法に従い、西サモア独立国の統治における私の義務を公正かつ忠実に遂行することを、全能の神にかけて誓います。以上の言葉に相違ありません。

第二条 代表者会議の議員の宣誓

私………は、西サモア独立国に立派にかつ誠実に奉仕し、憲法及び法に従い、代表者会議の議員としての私の義務を公正かつ忠実に遂行することを、全能の神にかけて誓います。以上の言葉に相違ありません。

第三条 総理大臣及びその他の大臣の宣誓

私………は、総理大臣（大臣）として内閣の構成員に選出され、これを受諾しました。私は、必要とされるときには何時でも、思慮の限りを尽くし、西サモア独立国の国務の適切な処理のために、国家元首に進んで忠告又は助言を与えること、内閣、委員会及び執行評議会で議論した事項、及び、私の秘書官に委任した事項を直接又は間接に漏らさないこと、並びに、あらゆることにおいて誠実かつ忠実な総理大臣（大臣）であることを、全能の神にかけて誓います。以上の

言葉に相違ありません。

第四条 議長及び国会議員が行いかつ署名すべき忠誠の宣誓

私………は、西サモア独立国に対して忠実であり、かつ、心からの忠誠を尽くすこと、及び、西サモアの国会議員としての私の義務を公正かつ忠実に遂行することを、全能の神にかけて誓います。以上の言葉に相違ありません。

第五条 最高裁判所及び控訴裁判所の裁判官の行うべき裁判上の宣誓

私………は、憲法及び法に従い、西サモア独立国に立派にかつ誠実に奉仕すること、及び、あらゆる人々を公平にかつ偏見又は悪意を持たずに取り扱うことを、全能の神にかけて誓います。以上の言葉に相違ありません。

* この試訳の作成については、サモア語に関して、太平洋文化研究所の岩佐嘉親先生、関西オセアニア協会の北尾陽之介専務理事、及び、ハワイ大学のインド・太平洋言語科のJ・メイヤー教授 (Prof. John F. Mayer) の御教授を受けました。ここに特に記して、改めて謝意を表します。

この試訳は、平成元年度海外学術研究（大学間協力研究）「南西太平洋諸国における紛争解決制度の研究」の成果である。